

令和元年 10 月 29 日
農 林 水 産 省

EU による日本産食品等の放射性物質に係る輸入規制の改正
～東日本大震災関連～

10月24日、欧州委員会において、日本産食品等の放射性物質に係る輸入規制の緩和に関する改正実施規則案が採択され、翌25日に公布されました。11月14日から施行されることとなります。

＜主な改正内容＞

①岩手県、栃木県及び千葉県産の全ての品目、②福島県産の大豆、③宮城県、茨城県及び群馬県産の水産物、④長野県、茨城県及び新潟県産のきのこ類を放射性物質検査証明の対象から除外

注：大豆、大豆製品は、産地証明を含め、すべて規制対象から除外

詳細については、別添をご参照願います。

【問い合わせ先】

食料産業局輸出促進課

海外輸入規制対策室

企画官 森井（03-6744-7171）

鎌川・柳井（03-6744-2061）

(別添)

EUの実施規則改正後の規制内容

改正前の規則と比較して、削除された品目については取消し線、追加された品目については下線で記載。

必要な証明	地 域	品 目
放射性物質 検査証明	福島	大豆 、一部の水産物、柿、きのこ類、一部の山菜類（タケノコ、タラノキ、コシアブラ、 <u>ワラビ</u> 、 ゼンマイ 、 クサソテツ 、 フキ・フキノトウ ）
	宮城	一部の水産物 、きのこ類、一部の山菜類（タケノコ、タラノキ、 クサソテツ 、ワラビ、 ゼンマイ 、コシアブラ）
	群馬	一部の水産物 、きのこ類、一部の山菜類（ タケノコ 、コシアブラ、 <u>タラノキ</u> ）
	山形、山梨、静岡	きのこ類、一部の山菜類（コシアブラ）
	長野	きのこ類 、一部の山菜類（ タラノキ 、 ゼンマイ 、 クサソテツ 、 コシアブラ）
	茨城	一部の水産物 、 きのこ類 、一部の山菜類（ タケノコ 、コシアブラ）
	新潟	きのこ類 、一部の山菜類（コシアブラ）
	岩手、栃木、千葉	一部の水産物 、 きのこ類 、 山菜類 （ タケノコ 、 コシアブラ ）
	47都道府県	上記の県ごとの放射性物質検査証明の対象品目または生産・加工地が不明な上記の品目の使用割合が50%を超える食品及び飼料
産地証明	47都道府県	放射性物質検査証明の対象品目について、当該検査証明書が要求される県以外で生産・加工されたもの。 又は放射性物質検査証明書が要求される県以外の品目の使用割合が50%を超える食品及び飼料

※「一部の水産物」とは、ブリ・ヒラマサ、カンパチ、マダイ、シマアジ、クロマグロ、マサバ、甲殻類、軟体動物（ホタテ含む）、海藻及び活魚を除く水産物